

永住者の在留資格の取消しに関するガイドライン（案）（概要）

ガイドラインの目的

- 令和6年入管法改正で「永住者」の下記の3つの取消事由を追加（もともとは永住許可申請に虚偽があった場合のみ）。
- 本ガイドラインは、外国人等の予見可能性、入管の処分の公平性、国又自治体による適切な通報の確保を目的として、**法の解釈及び運用指針を明確化し、取消すことなどが想定される具体的事例を例示するもの**
- 前記法改正時の附帯決議で、「ガイドラインの策定・周知」が求められている

取消事由	1. 故意に公租公課の支払をしないこと	2. 入管法上の義務違反	3. 特定の刑罰法令違反
定義	「公租公課」＝租税及び租税以外の公的負担金全般 （例：所得税、住民税、法人税、公的医療・年金保険料等）	入管法上の義務・禁止規定違反 （退去強制事由に該当する場合を除く）	刑法の窃盗、詐欺、恐喝、殺人のほか、危険運転致死傷の罪などの一定の罪
解釈・考え方	<u>支払義務があることを認識しているにもかかわらず、あえて支払をしない場合</u> ▶ 滞納の態様、経緯、滞納後の支払・生活状況等、 本人の事情を総合考慮し、支払意思がないことが明白と認められる場合 ただし、支払をしないことにつき、やむを得ない事情があり、本人に帰責性が認められない場合は該当しない 【取消し】 ※引き続き本邦に在留することが適当でないと認められる ○ 今後も支払をする意思がないことが明らか ○ 滞納額等（滞納額、期間、回数等）が社会通念上看過しがたい 【在留資格の職権変更】 ※取消しの場合以外 「定住者」等の在留資格に職権で変更し、その後の在留期間の更新手続等の中で在留状況を確認	<u>義務・禁止規定を遵守しない場合</u> ▶ 入管法上の義務を履行しないこと ただし、病気や災害といった「 正当な理由 」がある場合は該当しない 【取消し】 ○ 今後も義務を履行する意思がないことが明らか ○ 義務違反の態様が社会通念上看過しがたい	<u>拘禁刑に処せられた場合</u> ▶ いずれの罪も 故意犯 を対象とし、刑期の長短を問わず、拘禁刑の執行が猶予された場合を含む 【取消し】 ○ 犯罪傾向が進んでいると認められる場合
	想定される具体的事例 ・ 催告、滞納処分を行ってもなお納付する意思がない ・ 脱税等による有罪判決、財産隠蔽等の徴収を妨げる不正な行為 × 病気、災害、失業などのやむを得ない事情がある × 催告等に応じて支払う意思を示し、分納や猶予措置を受けている	・ 在留カードの有効期間の不更新、不携帯、提示拒否等 ・ 在留カードの偽変造、他人名義の行使、提供、収受等	・ 前科（施行前含む）があり、更に上記の罪により拘禁刑に処せられた

国又は自治体による通報の考え方等

- 通報は義務ではなく、各取消事由に該当すると思料する場合に、必要かつ可能な範囲の情報を入管へ提供する
- 通報を端緒とし、入管での事実の調査や意見聴取等によって事実関係を正確に把握した上で、法務大臣が取消しの要否等を決定